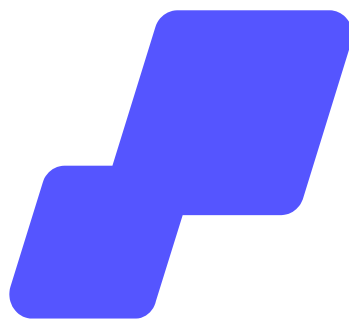


令和2年度  
(2020年度)

滋賀大学大学院教育学研究科  
学校教育専攻(修士課程)  
高度教職実践専攻(教職大学院)

学 生 募 集 要 項  
( 3 月 募 集 )



**SHIGA UNIVERSITY**

滋賀大学

大津市平津二丁目5番1号(〒520-0862)

電話077(537)7711

## 求める学生像（アドミッション・ポリシー）

本研究科は、教育に関する社会的要請に応えうる専門的学識や高い実践的能力を持った学校教員、及び様々な領域や分野で地域の教育に関わり活躍しうる教育者の育成を目指して、以下のような人材を広く求めています。

### ●学校教育専攻

#### 【求める学生像】

1. 本専攻の学修に必要な基礎的能力を有する方
2. 現代の教育課題を深く考察し、自らの資質向上への意欲をもつ方
3. 研究成果を学校や地域などの教育に還元しようとする熱意をもつ方

### ●高度教職実践専攻

#### 【求める学生像】

1. 本専攻の学修に必要な基礎的能力や教育実践経験を有する方
2. 学校や地域が直面する諸課題の解決に強い意欲をもつ方
3. 教員としての基本的資質・能力を有し、実践的指導力向上への意欲をもつ方
4. 研究成果を学校や地域の教育に還元しようとする熱意をもつ方

## 【TOPICS】

### ○ 滋賀大学入学者選抜における検定料免除特例措置

滋賀大学では、大規模な災害発生に伴う被害に対して、被災者の経済的負担を軽減し、受験者の進学機会の確保を図るため、入学検定料免除の特例措置を設けています。

申請方法等の詳細は、次の本学ホームページをご確認のうえ、該当する方は出願時に申請してください。

本学 TOP (<https://www.shiga-u.ac.jp/>) > 入学案内 > 入学にかかる費用  
> 入学検定料免除特例措置

## 目 次

学校教育専攻（修士課程）3月募集 学生募集要項	1 頁
高度教職実践専攻（教職大学院）3月募集 学生募集要項	8 頁
共 通 事 項	13 頁
試験場案内・入試情報サービス	巻末

# 学校教育専攻（修士課程）

## 目 次

1. 募集人員	1頁
2. 出願資格	2頁
3. 出願期間	4頁
4. 入学検定料	4頁
5. 出願手続	4頁
6. 入学者選抜方法等	6頁

## 【学校教育専攻（修士課程）3月募集 学生募集要項】

### 1. 募集人員

コース	領域	分野	募集人員	備考	
教育科学	教育科学	教育学（教育史）	8名		
		学校経営			
		教育社会学			
		教育方法学			
		教育心理学			
		発達心理学			
		学校カウンセリング			
障害児教育	障害児教育	幼児教育			
		障害児教育			
		障害児心理学			
教材開発	国語教育	障害児病理			
		国語科教育			
		国語学			
		国文学			
		漢文学			
	社会科教育	社会科教育			書道（書写を含む）
					社会科教育
					歴史
					地理
					法律
					社会学
			政治学		
			経済学		
	数学教育	数学教育	倫理・哲学		
			数学科教育		
			代数学		
	理科教育	理科教育	幾何学		
			解析学・応用数学		
			理科教育		
			物理		
	音楽教育	音楽教育	物		
			化学		
			生物学		
			地学		
	美術教育	美術教育	音楽科教育		
			声楽		
			器楽		
作曲・指揮法					
音楽学					
美術科教育					
絵画					
彫刻					
デザイン					
工芸					
美術理論・美術史					

コース	領域	分野	募集人員	備考
教材開発	保健体育	保健体育科教育		
		体育学		
		運動学		
		学校保健		
	情報・技術教育	情報とコンピュータ		
		技術科教育		
		機械		
		電気		
		木材加工		
		栽培		
		培		
	家政教育	家庭科教育		
		食物学		
		被服学		
		住居学		
		保育学		
		家政一般		
	英語教育	英語科教育		
		英語学		
		英米文学		
外国語・外国文学				
環境教育	環境教育			
	湖沼・地域環境学			

(注) 表中の特定分野において担当教員が不在の場合がありますので、あらかじめ当要項に記載の担当係までご照会ください。

## 2. 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法第83条に規定する大学を卒業した者及び令和2年3月までに卒業見込みの者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者及び令和2年3月までに学士の学位を授与される見込みの者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者及び令和2年3月までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び令和2年3月までに修了見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び令和2年3月までに修了見込みの者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む）により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び令和2年3月までに授与される見込みの者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準

を満たすものに限る)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び令和2年3月までに修了見込みの者

- (8) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年2月7日文部省告示第5号参照)  
教育職員免許法による小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭若しくは養護教諭の専修免許状または一種免許状を有する者で、令和2年3月31日までに22歳に達するもの等
- (9) 令和2年3月31日までに大学に3年以上在学し、または外国において学校教育における15年の課程(大学教育を含む15年の課程であること)を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと、本研究科において認めた者(下記参照)
- (10) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したものと(下記参照)

上記の出願資格の(9)、(10)によって出願しようとする者は、出願資格の事前審査を行いますので、別途「個別の入学資格審査志願票等」を請求し、下記申請期間中に申請してください。

請求先：滋賀大学大学院教育学研究科入学試験係

〒520-0862 大津市平津二丁目5番1号

申請期限： 令和2年2月26日(水) 17時(必着)

出願資格について不明な点は、入学試験係(電話077-537-7711)へお問い合わせください。

#### 【出願資格(9)及び(10)における入学資格審査の対象となる者】

##### 出願資格(9)の対象となる者

1. 令和2年3月末において、大学在学期間が3年間に達すること。
2. 大学における学業について、3年次修了までに相当単位(\*)を修得できる見込みがあり、かつ、それらの評価が最上級のAまたは優で80%以上を占めることが見込まれること。  
\*原則として、当該大学(学部の学科・課程等)の卒業に必要な最低修得単位数により4年次以降において修得することとされている科目の単位を除いた単位数以上

##### 出願資格(10)の対象となる者

- 下記の各号のいずれかに該当する者で、令和2年4月1日現在において22歳に達する者
1. 短期大学を卒業後、短期大学または高等専門学校の専攻科において修業年限2年以上の課程を修了した者及び令和2年3月までに修了見込みの者  
(修業年限を3年とする短期大学の場合は、短期大学または高等専門学校の専攻科において修業年限1年以上の課程を修了した者及び令和2年3月までに修了見込みの者)
  2. 高等専門学校を卒業後、短期大学または高等専門学校の専攻科において修業年限2年以上の課程を修了した者及び令和2年3月までに修了見込みの者
  3. 専修学校の専門課程(学校教育法第125条3項に規定する専修学校の専門課程とする。以下同じ)を修了後、短期大学または高等専門学校の専攻科において修業年限2年以上の課程を修了した者及び令和2年3月までに修了見込みの者
  4. 短期大学、高等専門学校若しくは専修学校の専門課程を卒業または修了後、日本国内または外国の大学若しくは大学共同利用機関等これに準ずる研究機関において、研究生、研究員等として2年(修業年限3年の短期大学卒業者にあっては1年)以上研究に従事した者
  5. 在日外国人学校において合計16年間の学業(日本の通常の課程による学校教育の期間を含む)を修了した者及び令和2年3月31日までに修了見込みの者
  6. 外国の大学の日本校において修業年限4年以上の課程を修了した者及び令和2年3月31日までに修了見込みの者
  7. その他大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

### 3. 出願期間

令和2年2月27日(木)～3月2日(月) 17時(必着)

出願はすべて郵送(書留速達)とし、期間内必着としますので、郵便事情を十分考慮して送付してください。

なお、3月2日(月)に限り9時30分から17時までの間、持参の出願書類も受理します。

### 4. 入学検定料

30,000円

- (1) 入学検定料は、令和2年2月20日(木)から3月2日(月)の期間に払い込んでください。
- (2) 入学検定料は本学所定の5連式払込用紙を使用して、最寄りの銀行又は郵便局窓口から払い込んでください。なお、ATM(現金自動預払機)は利用できません。
- (3) 滋賀銀行の本・支店・代理店・出張所から滋賀銀行彦根支店への払い込みの場合のみ、手数料は不要です。その他の金融機関(滋賀銀行以外の銀行・郵便局)からの払い込みは手数料が必要となります。
- (4) 払い込み後、「振替払込請求書兼受領証」及び「振替払込受付証明書」を受け取り、受付印があることを確認してください。  
なお、受付印を受けた「振替払込受付証明書」は、検定料納付確認票の所定欄に貼付してください。
- (5) 3月2日(月)のみ持参受付を行います。この場合も銀行又は郵便局で入学検定料を払い込み後、出願書類一式を持参してください。

#### (注) 入学検定料返還該当者への返還手続について

入学検定料返還の該当者は以下のとおりです。以下(ア)(イ)に該当しない者は理由の如何を問わず検定料の返還は行いません。

(ア) 検定料を払い込んだが出願しなかった(出願書類等を提出しなかった又は出願が受理されなかった)者

(イ) 検定料を誤って二重に払い込んだ者

上記(ア)若しくは(イ)に該当する者は、入試課(電話0749-27-1023)まで連絡してください。なお、返還請求に際しては、「振替払込請求書兼受領証」が必要ですので、大切に保管しておいてください。

### 5. 出願手続

#### 1. 出願書類等

出願書類等		提出該当者	摘要
(1)	入学志願票	全員	本研究科所定の用紙を使用してください。
(2)	志望理由書	全員	本研究科所定の用紙を使用してください。希望分野は、1-2頁の分野から1つ選択し、記入してください。
(3)	卒業(修了)証明書または卒業(修了)見込証明書	全員	出身大学長または学部長が作成したものを提出してください。なお、証明書は原本または原本証明に限ります。

出 願 書 類 等		提出該当者	摘 要
(4)	教育職員免許状授与証明書 または教育職員免許状の写し	出 願 資 格 ( 8 ) の 対 象 者	免許状を授与された都道府県教育委員会 が作成したものとします。教育職員免許状 の写しは両面をコピーしてください。
(5)	成績証明書	全 員	出身大学長または学部長が作成し、厳封 したものを提出してください。なお、証明書 は原本または原本証明に限ります。
(6)	受験承諾書 (本研究科所定の用紙を使用 のこと)	大学院在学者	他の大学院に在学中の者は、学長または 研究科長の受験承諾書を提出してくださ い。
		在 職 者	学校、官公庁、会社等に在職している者 で、現職のまま入学を希望する者は、所属 長の受験承諾書を提出してください。
(7)	在留カードのコピー	外 国 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在留カードの表面と裏面のコピーを提出 してください。</li> <li>・在留カードの交付を受けていない者は、 パスポートの顔写真のページのコピーを 提出してください。</li> <li>・法務大臣が日本での永住を認めた者につ いては、提出不要。</li> </ul>
(8)	検定料納付確認票	全 員	本研究科所定の用紙を使用してください。 所定欄に受付印を受けた「振替払込受付 証明書」を貼付してください。
(9)	写 真	全 員	上半身、脱帽、正面向、出願前3ヵ月以内 に撮影した写真(4cm×3cm)の裏に氏名を 記入し、入学志願票の所定欄に貼付してく ださい。
(10)	あて名票	全 員	本研究科所定の用紙を使用してください。 合格通知書を受け取る郵便番号、住所、 氏名、電話番号を記入してください。
(11)	「受験票等在中」封筒	全 員	本研究科所定の封筒を使用してください。 受験票受取人の郵便番号、住所、氏名を 記入し、404円分の切手(簡易書留)を貼 付してください。

(出願書類に関する注意)

- ① 「受験票等在中」封筒・あて名票に記載された住所(日本国内に限る)に、受験票、合格通知書及び入学手続書類等を送付します。従って、このことを十分配慮のうえ、書類送付先住所を設定してください。
- ② 提出書類のうち日本語以外で書かれた証明書・文書等は、必ず日本語訳を添付してください。  
なお、日本語訳については、公的機関あるいは公的翻訳資格を有する者が行ったものに限ります。該当するものが無い場合は、第三者(機関)によるものとします。外国の教育機関で日本に無い制度等がある場合には、説明資料を添付してください。



- ③ 提出書類により氏名等が相違する場合は、これを確認できる証明書(戸籍抄本等)を添付してください。
- ④ 滋賀大学教育学部を卒業した者及び卒業見込みの者は、出願書類等の(3)及び(5)を提出する必要はありません。

## 2. 出願書類の提出方法

- (1) 出願書類等は、一括して本研究科所定の封筒に入れ、「書留速達」として出願期間中に到着するように郵送してください。なお、**払い込み済みの「振替払込受付証明書」が貼付されていない場合は、出願を受理しません。**
- (2) 不備のある出願書類は、受け付けません。
- (3) 出願書類受理後は、記入事項の変更を認めません。
- (4) 出願書類は、いかなる理由があっても返還しません。

## 3. 出願書類の提出先

〒520-0862 大津市平津二丁目5番1号 滋賀大学大学院教育学研究科入学試験係

## 6. 入学者選抜方法等

### 1. 選抜方法

入学者の選抜は、学力検査の成績、出願書類を総合して行います。  
 なお、必要とする学力検査科目の一部または全部を受験しなかった者は、合否判定の対象にはなりません。

### 2. 学力検査

- (1) 学力検査日 **令和2年3月12日(木)**
- (2) 学力検査会場 **滋賀大学 大津キャンパス**
- (3) 学力検査時間割

コース	論 述 試 験	口 述 試 験
教 育 科 学 障 害 児 教 育 教 材 開 発	13:30 ~ 15:00	15:30 ~ 17:00 (予定)

## (4) 学力検査科目

コース	領域	学 力 検 査	
		論述試験	口述試験
教育科学	教育科学	教育学, 教育心理学に関する基礎, 及び学校教育に関する小論文	領域ごとに行います。
障害児教育	障害児教育	障害児教育に関する小論文	
教材開発	国語教育	国語教育に関する小論文	
	社会科教育	社会科教育に関する小論文	
	数学教育	数学教育に関する小論文	
	理科教育	理科教育に関する小論文	
	音楽教育*	音楽教育に関する小論文	
	美術教育	美術教育に関する小論文	
	保健体育	保健体育に関する小論文	
	情報・技術教育	情報・技術教育に関する小論文	
	家政教育	家政教育に関する小論文	
	英語教育	英語教育に関する小論文	
環境教育	環境教育に関する基礎, 及び環境教育に関する小論文		

\* 音楽教育領域を志望する者には、口述試験の一環として、実技表現を求める場合があります。

「声楽」を希望分野とする場合は、出願書類と同時に、**独唱伴奏譜(氏名記入)**を提出してください。

「器楽」を希望分野とする者のうちピアノ以外の器楽を選択する場合は、楽器を持参してください。

## (5) 配点

コース	論 述 試 験	口 述 試 験	合 計
教 育 科 学 障 害 児 教 育 教 材 開 発	100	100	200

# 高度教職実践専攻（教職大学院）

## 【TOPICS】

○本学教職大学院の修了見込み者のうち、滋賀県公立学校教員採用試験を受験する者は、本学の大学推薦枠を優先的に与えられる予定です。

\*ただし、推薦枠の教科や人数、免除される試験科目は年度ごとの通知（滋賀県教育委員会）によります。

（令和2年度の滋賀県公立学校教員採用試験において、大学から推薦を受けた者は「一般教養・教職教養」が免除されています）

## 目 次

1. 募集人員	8頁
2. 出願資格	8頁
3. 出願期間	9頁
4. 入学検定料	9頁
5. 出願手続	10頁
6. 入学者選抜方法等	11頁

# 【高度教職実践専攻（教職大学院）3月募集 学生募集要項】

## 1. 募集人員

専攻	コース	募集人員
高度教職実践	教育実践力開発	若干名

## 2. 出願資格

出願できる者は、次の通りです。

### 教育実践力開発コース

- ・教育職員免許状の専修免許状または一種免許状を有する者及び令和2年3月31日までに取得見込みの者で、次の(1)～(9)のいずれかに該当する者。
  - (1) 学校教育法第83条に規定する大学を卒業した者及び令和2年3月までに卒業見込みの者
  - (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者及び令和2年3月までに学士の学位を授与される見込みの者
  - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者及び令和2年3月までに修了見込みの者
  - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び令和2年3月までに修了見込みの者
  - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び令和2年3月までに修了見込みの者
  - (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む）により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び令和2年3月までに授与される見込みの者
  - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び令和2年3月までに修了見込みの者
  - (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年2月7日文部省告示第5号参照）  
教育職員免許法による小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭若しくは養護教諭の専修免許状または一種免許状を有する者で、令和2年3月31日までに22歳に達するもの等
  - (9) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したものの

上記の出願資格の(9)によって出願しようとする者は、出願資格の事前審査を行いますので、別途「個別の入学資格審査志願票等」を請求し、下記申請期間中に申請してください。

請求先：滋賀大学大学院教育学研究科入学試験係

〒520-0862 大津市平津二丁目5番1号

申請期限： 令和2年2月26日(水) 17時(必着)

出願資格について不明な点は、入学試験係(電話077-537-7711)へお問い合わせください。

### 3. 出願期間

令和2年2月27日(木)～3月2日(月) 17時(必着)

出願はすべて郵送(書留速達)とし、期間内必着としますので、郵便事情を十分考慮して送付してください。

なお、3月2日(月)に限り9時30分から17時までの間、持参の出願書類も受理します。

### 4. 入学検定料

30,000円

- (1) 入学検定料は、令和2年2月20日(木)から3月2日(月)の期間に払い込んでください。
- (2) 入学検定料は本学所定の5連式払込用紙を使用して、最寄りの銀行又は郵便局窓口から払い込んでください。なお、ATM(現金自動預払機)は利用できません。
- (3) 滋賀銀行の本・支店・代理店・出張所から滋賀銀行彦根支店への払い込みの場合のみ、手数料は不要です。その他の金融機関(滋賀銀行以外の銀行・郵便局)からの払い込みは手数料が必要となります。
- (4) 払い込み後、「振替払込請求書兼受領証」及び「振替払込受付証明書」を受け取り、受付印があることを確認してください。  
なお、受付印を受けた「振替払込受付証明書」は、検定料納付確認票の所定欄に貼付してください。
- (5) 3月2日(月)のみ持参受付を行いますが、この場合も銀行又は郵便局で入学検定料を払い込み後、出願書類一式を持参してください。

#### (注) 入学検定料返還該当者への返還手続について

入学検定料返還の該当者は以下のとおりです。以下(ア)(イ)に該当しない者は理由の如何を問わず検定料の返還は行いません。

- (ア) 検定料を払い込んだが出願しなかった(出願書類等を提出しなかった又は出願が受理されなかった)者
- (イ) 検定料を誤って二重に払い込んだ者

上記(ア)若しくは(イ)に該当する者は、入試課(電話0749-27-1023)まで連絡してください。なお、返還請求に際しては、「振替払込請求書兼受領証」が必要ですので、大切に保管しておいてください。

## 5. 出願手続

### 1. 出願書類等

出 願 書 類 等		提 出 該 当 者	摘 要
(1)	入学志願票	全 員	本研究科所定の用紙を使用してください。
(2)	教育研究計画書	全 員	本研究科所定の用紙を使用してください
(3)	卒業(修了)証明書または卒業(修了)見込証明書	全 員	出身大学長または学部長が作成したものを提出してください。なお、証明書は原本または原本証明に限ります。
(4)	教育職員免許状授与証明書または教育職員免許状の写し	全 員	免許状を授与された都道府県教育委員会が作成したものとし、教育職員免許状の写しは両面をコピーしてください。 * 取得見込みの者は、出身大学長または学部長が作成した取得見込証明書。
(5)	成績証明書	全 員	出身大学長または学部長が作成し、厳封したものを提出してください。なお、証明書は原本または原本証明に限ります。
(6)	受験承諾書 (本研究科所定の用紙を使用のこと)	大学院在学者	他の大学院に在学中の者は、学長または研究科長の受験承諾書を提出してください。
		在 職 者	学校、官公庁、会社等に在職している者で、現職のまま入学を希望する者は、所属長の受験承諾書を提出してください。
(7)	在留カードのコピー	外 国 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 在留カードの表面と裏面のコピーを提出してください。</li> <li>• 在留カードの交付を受けていない者は、パスポートの顔写真のページのコピーを提出してください。</li> <li>• 法務大臣が日本での永住を認めた者については、提出不要です。</li> </ul>
(8)	検定料納付確認票	全 員	本研究科所定の用紙を使用してください。所定欄に受付印を受けた「振替払込受付証明書」を貼付してください。
(9)	あて名票	全 員	本研究科所定の用紙を使用してください。合格通知書を受け取る郵便番号、住所、氏名、電話番号を記入してください。



## (3) 学力検査時間割

専攻	コース	論述試験	口述試験
高度教職実践	教育実践力開発	13:30～15:00	15:30～17:00(予定)

## (4) 学力検査科目

専攻	コース	学力検査	
		論述試験	口述試験
高度教職実践	教育実践力開発	教育実践に関する小論文	教育研究計画書をもとに行います。

## (5) 配点

専攻	コース	論述試験	口述試験	合計
高度教職実践	教育実践力開発	100	200	300



# 共通事項

## 目 次

1. 合格者発表	13頁
2. 入学手続	13頁
3. 学校教育専攻（修士課程）における教育方法の特例措置	13頁
4. 高度教職実践専攻（教職大学院）における教育方法の特例措置	14頁
5. 受験上及び修学上の配慮に関する事前相談	14頁
6. 長期履修学生制度	14頁
7. 学校教育専攻（修士課程）における教育職員免許状（一種）取得 のための学部受講科目授業料免除制度	15頁
8. 高度教職実践専攻（教職大学院）における教育職員免許状（一種）取得 のための学部受講科目授業料免除制度	15頁
9. 個人情報の取扱い	16頁
10. 入学試験個人成績の開示	17頁
11. その他	18頁

## 【共通事項】

### 1. 合格者発表

合格者は次のとおり掲示します。

日時 令和2年3月20日(金) 13時(予定)

場所 滋賀大学 大津キャンパス 本館前掲示板

合格者には、本人あてに合格通知書を郵送します(あて名票を使用)。

なお、電話等による合否結果の問い合わせには応じられません。

### 2. 入学手続

#### 1. 入学手続の日時及び場所

郵送の場合	令和2年3月26日(木) 必着
持参の場合	令和2年3月27日(金) 14時～16時 滋賀大学 大津キャンパス

#### 2. 入学手続関係書類の提出

入学手続に必要な書類は合格通知書に併せて送付しますので、同封の入学手続要項の指示に従って提出してください。

#### 3. 入学料及び授業料の納付

(1) 入学料 282,000円

(2) 授業料 267,900円(前期分) [年額 535,800円]

- (注) ① 上記の金額は予定です。改定される場合があります。  
② 既納の入学料は、いかなる理由があっても返還しません。  
③ 授業料の納付については、申し出により前期分の納付の際に後期分も併せて納付することが出来ます。  
④ 前期分授業料を上記入学手続日に納付しない場合は、入学後別途案内いたします。  
⑤ 入学料及び授業料は、免除制度があります。  
⑥ 授業料が在学中に改定された場合には、改定時から新しい料金が適用されます。  
⑦ 入学料及び授業料以外に、学生教育研究災害傷害保険料・後援会費等の諸経費として、約25,000円が必要です。  
⑧ 令和2年3月31日(火) 17時までにやむを得ず入学を辞退した場合は、申し出により諸経費を後日返還いたします。

#### 4. 入学手続に関する注意事項

合格者が入学手続を完了しないときは、入学を辞退したものとして取り扱います。

### 3. 学校教育専攻(修士課程)における教育方法の特例措置

現職教員及び社会人に対しては、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例措置を適用し、高等教育を受ける機会を拡大するための措置を実施しています。

教育方法の特例措置の実施方法は次のとおりです。

#### (1) 現職派遣教員

- ① 修学年限2年のうち、第1年次は現職を離れて通常の時間帯に通学履修をし、授業、実習、研究指導を受けます。  
② 第2年次は現職に復帰し勤務しながら、定期的または集中的に授業及び研究指導を受け、学位論文を作成します。

#### (2) 大学院修学休業制度による現職教員

一種免許状又は特別免許状を有する公立学校の教員が、専修免許状の取得を目的として1年を単位とする3年を超えない期間休業して大学院に在学します。

- (3) 現職教員（現職派遣教員及び大学院修学休業制度による現職教員を除く）及び社会人  
通常の授業時間のほか、夜間・土曜授業履修制度を利用して、平日の夜間及び土曜日を中心に定期的あるいは集中的に授業及び研究指導を受けることができます。

#### 4. 高度教職実践専攻（教職大学院）における教育方法の特例措置

現職教員等に対しては、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例措置を適用し、現職教員等が高等教育を受ける機会を拡大するための措置を実施しています。

教育方法の特例措置の実施方法は次のとおりです。

(1) 現職派遣教員

- ① 修学年限2年のうち、第1年次は現職を離れて通常的时间帯に通学履修をし、授業、実習、研究指導を受けます。
- ② 第2年次は現職に復帰し勤務しながら、定期的または集中的に実習及び研究指導を受け、自らのテーマに関する「教育実践課題解決研究報告書」を作成します。

(2) 大学院修学休業制度による現職教員

一種免許状又は特別免許状を有する公立学校の教員が、専修免許状の取得を目的として1年を単位とする3年を超えない期間休業して大学院に在学します。

#### 5. 受験上及び修学上の配慮に関する事前相談

本研究科に入学を志望する者で、障害等により、受験上及び修学上の配慮を必要とする可能性がある者は、以下により受験上等の配慮申請書を提出し相談してください。

なお、期限後に不慮の事故等により受験上及び修学上の配慮が必要となった場合には、その時点で速やかに電話等により相談してください。

(1) 受験上等の配慮申請書の記載内容

- ア. 志願者の氏名、住所、連絡先電話番号
- イ. 出身学校名
- ウ. 志願する専攻、コース、領域
- エ. 障害等の状況（現に治療中の者は、医師の診断書（コピー可）を添付すること）
- オ. 受験上の配慮を希望する事項
- カ. 修学上の配慮を希望する事項
- キ. 出身学校でとられていた配慮内容
- ク. 日常生活の状況

(2) 配慮申請書の提出期限 令和2年 2月26日(水)まで

- (3) 書類の提出先 滋賀大学大学院教育学研究科入学試験係  
〒520-0862 大津市平津二丁目5番1号  
電話 077 (537) 7711

※ 配慮申請書はA4サイズ（日本工業規格）の用紙に上記の内容を記載したもの（様式は任意）を作成、または、本学ホームページ（<https://www.shiga-u.ac.jp/>）「トップページ」→「入学案内」→「受験案内」内の「受験上等の配慮事前相談」に掲載の様式データファイルをダウンロードのうえ作成してください。

#### 6. 長期履修学生制度

長期履修学生制度は、職業を有している等のために標準の修業年限で修了することが困難な学生を対象としています。事情に応じて標準の修業年限（2年）を超えて一定の期間（3年または4年）にわたり計画的に教育課程を履修し修了することにより学位を取得することができます。長期履修学生として認められた場合の授業料は、2年間（標準の修業年限）分の授業料総額を、あらかじめ認められた一定の修業年限で除した額をそれぞれの年に支払うこととなります。

## 7. 学校教育専攻（修士課程）における教育職員免許状（一種）取得のための学部受講科目授業料免除制度

大学院教育学研究科に在学しながら、教育職員免許状（一種）を取得するために必要な学部の授業科目を履修する下記の(1)、(2)の場合に、学部の授業科目の授業料が無料となります。

(1) 教育職員免許状を有しない方のために「教育職員免許状取得プログラム」があります。3年間の長期履修学生制度を利用し、小学校教諭一種又は専攻する教科の中学校教諭一種免許状のどちらかを取得可能としたもので、学部受講科目授業料免除制度により、学部の授業科目が無料で履修できます。入学手続き時にのみ申請可能で、1年間に履修できる単位数は28単位以内です。

<留意点>

- ・本学部の履修方法により、法定単位数より多く履修すべき授業科目及び単位がある場合があります。
- ・免許状の取得を保証するものではありません。

(2) 上記(1)以外の方で教育職員免許状取得を目的とする場合にも、学部受講科目授業料免除制度が適用されます。入学手続き完了後、所定の期日までに申請していただきます。1年間に履修できる単位は20単位以内です。

<留意点>

- ・本学部の履修方法により、法定単位数より多く履修すべき授業科目及び単位がある場合があります。
- ・一部の科目で履修が制限されている場合があります。（中学校「理科」「音楽」「美術」「技術」など、実験・実技系の必修科目について、人数制限や面談により受入不可となる場合があります）
- ・免許状の取得及び履修の機会を保証するものではありません。

(1)及び(2)については、所定の手続のうえ認められますので、詳細は教育学部教務係（電話：077-537-7707）まで照会ください。

## 8. 高度教職実践専攻（教職大学院）における教育職員免許状（一種）取得のための学部受講科目授業料免除制度

大学院教育学研究科に在学しながら、教育職員免許状（一種）を取得するために必要な学部の授業科目を履修する場合に、学部の授業科目の授業料が無料となります。1年間に履修できる単位は14単位以内です。

<留意点>

- ・本学部の履修方法により、法定単位数より多く履修すべき授業科目及び単位がある場合があります。
- ・一部の科目で履修が制限されている場合があります。（中学校「理科」「音楽」「美術」「技術」など、実験・実技系の必修科目について、人数制限や面談により受入不可となる場合があります）
- ・免許状の取得及び履修の機会を保証するものではありません。

上記制度については、所定の手続のうえ認められますので、詳細は教育学部教務係（電話：077-537-7707）まで照会ください。

## 9. 個人情報の取扱い

国立大学法人滋賀大学における学生・保護者等に係る個人情報の取扱いについて

国立大学法人滋賀大学（以下「本学」という。）は、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、個人情報の不正利用や漏えいを防ぎ、個人情報を適切に取り扱うため、「国立大学法人滋賀大学個人情報保護規則」及び「国立大学法人滋賀大学保有個人情報管理規程」に則り、個人情報の適切な保護管理に努めています。

本学における学生及び保護者に係る保有個人情報の取扱いは、次のとおりです。

- (1) 本学における学生、保護者等の主な保有個人情報は、入学試験情報及び入学手続き時に提出していただいた情報並びに入学後の修学、学生生活支援、健康等の管理又は指導に必要なものとして作成又は取得した情報であって、その主な情報及び利用目的は次のとおりです。

保有個人情報	主な利用目的
学生本人の氏名、住所、電話番号、生年月日、出身校、写真等	学籍簿等の作成及び学生本人との連絡
保護者等の氏名、住所、電話番号（自宅及び緊急連絡先）、入学者との続柄等	保護者等との連絡
入試成績、高等学校調査書等の入学者選抜試験情報	入学者選抜業務
学籍番号、履修登録科目、単位修得期、成績評点、単位等の学籍簿・学修情報	修学管理及び修学指導
授業料債権等の授業料等情報	授業料等債権管理
家族構成、所得金額、申請事由、免除の可否等の授業料等免除情報	授業料等免除選考
家族構成、所得金額、採用の可否、奨学生番号、貸与月額等の奨学生情報	奨学生の推薦・選考及び奨学金交付に関する奨学事務
身長、体重、視力、心電図、X線等の健康診断情報	学生の健康管理
団体結成届等、課外活動に関する大会参加申込書記載項目等の情報	課外活動支援
進路希望、卒業後進路先等の就職情報	就職指導

- (2) (1)に掲げる個人情報の利用目的のほか、次に掲げる目的のため保有個人情報を本学職員が利用することがあります。

- ① 卒業（修了）判定結果等の揭示（学籍番号）
- ② 学生名簿の作成及び配布（氏名、学籍番号、クラス分け、担任教員名等）
- ③ 授業料等免除の選考（入学者選抜試験情報、学籍簿情報、奨学生情報等）
- ④ 奨学生の推薦（入学者選抜試験情報、学籍簿情報等）
- ⑤ 保護者等への授業料等免除、奨学生の決定通知
- ⑥ 保護者等への授業料・寄宿料等の督促
- ⑦ 保護者等への成績通知
- ⑧ 修学指導、学生生活指導等に係る保護者への諸連絡
- ⑨ 学生の呼び出し
- ⑩ 定期試験等の結果の揭示（学籍番号）
- ⑪ 各種証明書の発行
- ⑫ 授業実施、教育改革のための研究

- ⑬ 図書館利用等のサービス提供に係る利用者管理
  - ⑭ 入学者選抜方法改善のための研究（入学者選抜試験情報、学籍簿情報等）
  - ⑮ 在学中及び卒業後の刊行物の発送（氏名、住所等）
  - ⑯ 記録写真、VTR等の広報誌、Webページ等への掲載
  - ⑰ その他法令に違反しない範囲で本学が処理する事務及び事業に関し必要と認められた利用目的
- (3) (1)に掲げる個人情報の利用目的のほか、蓄積された保有個人情報を統計的に処理を行い、個人が特定できない状態で、学生の修学・学習支援のために学生に提供することがあります。
- (4) (1)から(3)に掲げる利用目的に係る個人情報の取扱いの全部又は一部を外部に委託する場合があります。業務委託に当たり、本学業務請負契約の規則等に則り、安全確保の措置を講じます。
- (5) 本学関連の後援会及び同窓会並びに教育実習校、介護等体験施設等から要請があった場合は、当該組織の活動に必要な範囲内において学生の個人情報を、安全確保の措置を講じた上、提供することがあります。
- (6) (1)から(5)までの他には、個人情報の利用又は第三者への提供をいたしません。ただし、次に掲げる場合には、本人の同意を得ることなしに、第三者に個人情報を提供することがあります。
- ① 法令に基づき提供を義務づけられた場合
  - ② 行政機関等の公的機関が法令の定める事務又は事業を遂行することに協力する場合
  - ③ 専ら統計又は学術研究を目的とする場合
  - ④ 本人の生命、身体、財産その他の権利利益を保護するため必要と判断した場合
  - ⑤ ②と同程度の公益性があると判断した場合
- (7) 学生、保護者等に係る個人情報の取扱いについての苦情及び相談並びに本人に関する個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求があった場合は、学生本人が所属する学部等の担当係で対応します。
- (8) 個人情報の保有又は利用目的が生じた場合、その周知は、文書、メール、口頭説明等による本人への直接通知、掲示又はWebページ上への掲載等内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法により行います。

## 10. 入学試験個人成績の開示

本学では、入学試験の個人成績を受験者本人に限って開示します。令和2年度入学試験の成績開示を希望する者は、次のとおり申し込んでください。

なお、代理人による申し込みは受け付けません。

### (1) 開示する個人成績等

受験者本人の総合得点

### (2) 申込方法

#### ① 本学窓口での申し込み

本学受験票（コピー不可）及び印鑑を、必ず受験者本人が次頁申込先に持参して申し込んでください。

なお、入試情報開示通知書（開示結果）の受領について郵送を希望する場合は、404円分（簡易書留）の切手を貼付した返信用封筒（長形3号・縦23.5cm×横12cm）も併せて持参してください。

## ② 郵送による申し込み

次の書類等を下記申込先に郵送してください。

ア. 入試情報開示請求書 本人自筆により必要事項記入・押印したもの

入試情報開示請求書の様式は、本学ホームページからダウンロードできますが、ホームページからの入手が困難な場合は、返信用封筒(定型封筒・84円切手貼付)に送付先住所・氏名を記入し下記申込先あてに送付ください。

イ. 本学受験票(コピー不可)

受験票は入試情報開示通知書とともに返信用封筒により返却します。

ウ. 返信用封筒(長形3号・縦23.5cm×横12cm)

404円分(簡易書留)切手を貼付し、返送先住所・氏名(本人に限る)を記入してください。

## (3) 申込期間

令和2年5月11日(月)から6月5日(金)(予定)までの祝日等を除く月曜日から金曜日までの各日9時～17時まで(12時から13時を除く)の間

## (4) 申込先



滋賀大学大学院教育学研究科入学試験係(〒520-0862 大津市平津二丁目5番1号)

## (5) 成績の開示

「入試情報開示請求書」を受理した日から3週間以内に「入試情報開示通知書」により通知します。

## 11. その他

1. 募集要項の請求はインターネット(パソコン・スマートフォン・携帯電話)をご利用ください。

 テレメール	<a href="https://telemail.jp/?gsn=0343252&amp;des=034321">https://telemail.jp/?gsn=0343252&amp;des=034321</a> パソコン・スマートフォン・携帯電話とも共通アドレスです。	QRコード ※対応する携帯電話・スマートフォン等で読み取れます。	
--	---	-------------------------------------	---

募集要項の請求を郵送で行う場合は、封筒の表に「滋賀大学大学院教育学研究科学生募集要項(3月募集)請求」と朱書きし、返信用封筒[「郵便番号」欄に郵便番号、「お届け先」欄に住所、氏名を明記したレターパックライト]と、請求者本人の住所・氏名・電話番号を記載したメモを同封し、下記請求先あてに送付してください。

2. この募集要項等受験に関する問い合わせは、下記へ照会してください。

請求先・問い合わせ先 〒520-0862 滋賀県大津市平津二丁目5番1号  
滋賀大学大学院教育学研究科入学試験係  
電話 077(537)7711